

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 22 日

只見町長 菅家 三雄

記

①

1. 協議の場を設けた区域の範囲	梁取地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成 31 年 2 月 18 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 法人 2 経営体 個人 8 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手は十分確保されている
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手に集積・集約化する ○担い手の分散錯圃を解消する ○新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する ○耕作放棄地を解消する
6. 農地中間管理機構の活用方針	○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
7. 今後の地域農業のあり方	○現在の担い手を中心として、新規就農や共同作業を含めた新たな担い手の確保を促進し、農地の永続的な経営保全を図る。 ○複合化や 6 次化産業化・付加価値化の取組による販売増、農機具等の共同利用による低コスト化など農業所得の確保を推進し、地域農業の魅力化を図る。

②

1. 協議の場を設けた区域の範囲	塩ノ岐地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成 31 年 2 月 18 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 個人 1 2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手はいるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手に集積・集約するとともに新規参入を促進する。
6. 農地中間管理機構の活用方針	○農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。
7. 今後の地域農業のあり方	○地理的要因により、複合化・6次化は難しい。 ○新規就農者の確保、農地の集約化による低コスト化に努めるとともに、農業生産法人、NPO法人の設立・誘致を検討し、地域農業の維持を図る。

③

1. 協議の場を設けた区域の範囲	二軒在家地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年 2月18日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 法人 1経営体 個人 4経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手はいるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手を集積・集約化する ○新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
6. 農地中間管理機構の活用方針	○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ○その他、必要に応じて積極的に農地中間管理機構を活用する
7. 今後の地域農業のあり方	○明和地区内の担い手や新規就農者の確保を促進し農地の永続的な経営保全を図るとともに、6次化産業化・高付加価値化による生活できる農業の確立を目指す。

④

1. 協議の場を設けた区域の範囲	小林地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年 2月18日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 法人 1経営体 個人 3経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手はいるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手に集積・集約するとともに新規参入を促進する。
6. 農地中間管理機構の活用方針	○農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用

	する。
7. 今後の地域農業のあり方	○複合化・六次化は難しい。 ○新規就農者の確保、農地の集約化による低コスト化に努めるとともに、農業生産法人等の設立・誘致を検討し、地域農業の維持を図る

⑤

1. 協議の場を設けた区域の範囲	大倉地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年 2月18日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 法人 1 経営体 個人 5 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手はあるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手に集積・集約化する ○新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
6. 農地中間管理機構の活用方針	○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ○その他、必要に応じて積極的に農地中間管理機構を活用する
7. 今後の地域農業のあり方	○現在の担い手を中心として、新規就農を含めた新たな担い手の確保を促進し、農地の永続的な経営保全を図るとともに、高収入でやりがいのある農業の確立を目指す。

⑥

1. 協議の場を設けた区域の範囲	黒谷地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年 2月18日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 個人 6 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手はあるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手に集積・集約するとともに新規参入を促進する。
6. 農地中間管理機構の活用方針	○農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。
7. 今後の地域農業のあり方	○地域の生産品目としては、米とトマト・花卉とし、トマト・花卉を作目とした新規就農を促進する。

⑦

1. 協議の場を設けた区域の範囲	上福井地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年 2月18日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 法人 1 経営体 個人 2 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手はあるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手に集積・集約化するとともに新規参入を促進する。
6. 農地中間管理機構の活用方針	○農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。
7. 今後の地域農業のあり方	○地域の生産品目としては、米とトマト・花卉とし、トマト・花卉を作目とした新規就農を促進する。

⑧

1. 協議の場を設けた区域の範囲	小川地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年 2月18日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況	経営体数 個人 5 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手はあるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方	○担い手に集積・集約化する ○新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
6. 農地中間管理機構の活用方針	○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ○その他、必要に応じて積極的に農地中間管理機構を活用する
7. 今後の地域農業のあり方	○現在の担い手を中心として、新規就農を含めた新たな担い手の確保を促進し、農地の永続的な経営保全を図る ○複合化や6次化産業化・付加価値化の取組による販売増、農機具等の共同利用による低コスト化など農業所得の確保を推進し、地域農業の魅力化を図る。

以上